また さと と と と と と と と 史

学 位 の 種 類 博 士(文 学)

学 位 記 番 号 文博第 306 号

学位授与年月日 平成21年3月25日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科・専攻 東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程)

人間科学専攻

学 位 論 文 題 目 社会的結束と文化的多様性の社会理論

一リベラル・ナショナリズム論とイギリスの社会統合政策を中心と

して一

論 文 審 査 委 員 (主査)

教授正村俊之 教授吉原直樹

教 授 長谷川 公 一

教授佐藤嘉倫

准教授 永 井 彰

准教授 下 夷 美 幸

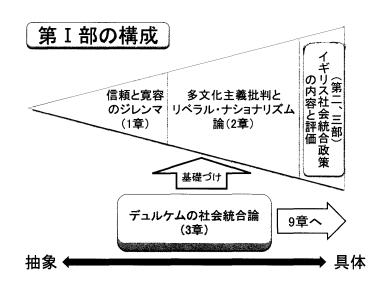
論文内容の要旨

本稿は、政治哲学におけるリベラル・ナショナリズム論のフレームを通して、イギリスの人種関係政策を分析することにより、グローバル社会における社会的結束と文化的多様性の両立の可能性とそのための課題について検討するものである。以下、次のような構成のもと、議論は進められている。

序章「グローバリゼーションと存在論的不安」では、本稿の背景と課題を提示している。問題とされていることは、ボーダーレス化とそれにともなうアイデンティティの動揺に関するものである。グローバリゼーションは、モノ・カネ・資本と同時に、移民や難民などヒトと文化の流出入を加速し、社会的流動性を高めている。社会的流動性の増大は、〈南/北〉、あるいは〈オリエント/オクシデント〉という区別を無効にし、一国内において世界の複雑性 —— すなわち経済的格差と文化的多様性 —— を発現させている。そのなかで、既存の生活様式や将来への見込みなどが不安定となり、アイデンティティの動揺、つまり存在論的不安がもたらされている。その不安は、複雑化する社会をマネジメントする資源の乏しい弱者を特に直撃している。結果、多様性の増大に抵抗する極右政党の活動に見られる、ゼノフォビア、とりわけ9.11以降はイスラモフォビアが世界的に蔓延している。人々が求めるのは、アイデンティティの安定と存在論的安心であり、その基盤としてのコミュニティの連帯である。だが、グローバル化とそれにともなう流動性の増大傾向が終焉することがないとすれば、安定的なコミュニティおよ

びアイデンティティと、世界の多様性とは両立することができるのだろうか。結束と多様性にかかわる 課題に対する一つの可能性として本稿が着目するのが、ナショナル・アイデンティティである。ナショ ナル・アイデンティティは、その一般的なイメージと異なり、近代においてそれなくしては不可能で あった人々の間の連帯を可能にする媒体であった。近年では政治哲学の分野において、ナショナル・ア イデンティティのリベラルな形態が、文化的多様性と社会的結束の両立を可能にするものとして注目さ れている。その考えは、本稿で具体的に考察するイギリスの新労働党政権による社会統合政策の要であ る、「ブリティッシュネス(Britishness)」という概念に反映されている。

第 I 部「結束と多様性の社会理論」では、Ⅱ部以下で考察するイギリスの社会統合政策と哲学を考察 するフレームとして、社会的結束と文化的多様性についての理論モデルを提示する。

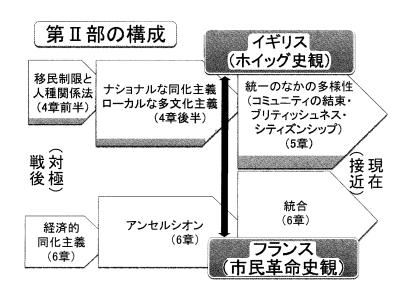


1章「信頼と寛容の社会理論」では、社会的結束と文化的多様性の問題を取り扱う出発点として、近 年急速に議論が進んでいる信頼と寛容のそれぞれの社会理論を紹介する。というのも、これらの理論は、 結束と多様性についての問題を、本稿が注目するコミュニティと関連づけ、理論的な水準で議論してい るためである。だが、信頼と寛容のそれぞれの社会理論の間には、齟齬あるいはジレンマが存在してい る。一方で、人々の間の信頼は、社会学的な視点に基づき、コミュニティの同一性を基盤として成立す るものと考えられている。他方で、人々の間の寛容は、異なったコミュニティ間の政治的調整の問題と して措定されている。そのため、それぞれのコミュニティをめぐる焦点が異なり、同一のコミュニティ において信頼と寛容との両立を提示するモデルを示すことができない。このジレンマを克服するために、 リチャード・ディーズによる、コミュニティ間の安定的な寛容関係の構築と維持についての理論モデル に注目する。ディーズはゲーム理論の枠組みを用い、宗教改革時におけるフランスのカソリックとユグ ノーとの関係を、イングランドにおけるプロテスタント諸派同士の関係と比較している。その分析によ ると、イングランドにおいて、個人レベルの信仰の自由、議会への信頼、資本主義の発達という要素に 加え、ある種のナショナル・アイデンティティの形成が、諸コミュニティ間のコミュニケーションと協 力状況を形成し、それが ―― フランスのケースと異なり ―― 長期的に寛容な関係を可能にした。つま り、寛容な関係が存在するためには、相互が互いに寛容を維持することに対する最低限の信頼が必要で あり、そのために何らかの共通のコミュニティへの所属やアイデンティティの共有が不可欠である。

2章「リベラル・コミュニタリアン論争とリベラル・ナショナリズム論」では、信頼および結束と多 様性への寛容を両立させるアイデンティティの一つとして、「ネイション」の可能性を論じる。まず、 政治哲学におけるリベラル・コミュニタリアン論争を検討することから、その議論を始める。この論争 は、望ましき政治体制をめぐる哲学的議論であり、その基礎づけのためにアイデンティティとコミュニ ティの形式が問題とされている。コミュニタリアンは、リベラルのアイデンティティ・モデルを空虚な 「負荷なき自己」ととらえ、その帰結として、コミュニティの文化に対する無関心を貫く中立国家を批 判する。それに対し、リベラルは、逆にコミュニタリアンとアイデンティティを共有するがゆえに、基 本財の平等な分配を基礎とした中立国家を支持するものととらえている。この論争は、対立、修正、す れ違いを含みながらも、1980年代後半になると多文化主義をめぐる論争へと形を変えた。多文化主義論 者は、旧来のリベラリズムが想定する中立国家や伝統的なシティズンシップが、政治や教育など公的領 域におけるマイノリティの表象やそれへの配慮を欠いていることを指摘する。だが、多文化主義は、文 化の本質主義化をもたらし社会的結束と福祉的平等をもたらすことができないという、平等主義的なリ ベラリズムからの批判がある。多文化主義をめぐる論争は、本稿における結束(信頼)と多様性(寛容) の間のジレンマを表象している。このジレンマの克服モデルとして、ナショナルなアイデンティティに よる結束と寛容や多様性との両立可能性を展開したリベラル・ナショナリズム論を検討する。リベラ ル・ナショナリズム論が想定するアイデンティティ・モデルは弱いアイデンティティであり、言語統合 と制度統合に基づく連帯を志向している。また、結束に基づく信頼と多様性への寛容が、消極的な両立 可能性ではなく、積極的な相補関係であることをとらえている。というのも、同じ共同体と表象に包含 される一員という観念が、マイノリティの立場にある異なったコミュニティに対して、私的領域におけ る消極的な寛容のみならず、公的領域における積極的な承認へと結びつくからである。リベラル・ナ ショナリズム論は、ナショナル・アイデンティティの市民的な基準を人々に求める一方で、そのコミュ ニティに新たに参入する人々による、ナショナルなシンボルや政治文化への新たな意味の付加をも認め るものである。

3章「『社会分業論』再考」では、リベラル・ナショナリズム論を理論的に基礎づけるため、デュル ケムの『社会分業論』を集合表象論およびナショナリズム論の視点から再解釈することにより、多元的 社会における連帯の条件を検討する。『社会分業論』は、「人格崇拝」および「中間集団」を論じた著作 として、今日なお高く評価されている。人格崇拝は組織的社会において復元的法律に宿り、社会の機能 連関つまり分業を担保する。だが、人格崇拝がいかにして可能であるのかという点は、これまで明確に されてこなかった。組織的社会において、法律はその制裁的機能を弱められているのだから、人格に向 けられた集合意識は沸騰しないはずである。集合沸騰を生み出す崇拝には具体的な表象が必要とされる が、その表象として「ネイション」という観念に注目する。ネイションという集合表象が、無定形な人 格や個人といったものに、モラル的な限定と意味を付与することにより、地理的差異に基づく単純な環 節分化による機械的連帯から、機能的差異に基づく複雑な要素間の連帯である有機的連帯を可能にする のである。つまり、集合表象としてのネイションが個人を拘束的な紐帯から人々を自由にするとともに モラルある生活を可能にし、そのモラルある自由な個人の集まりである中間集団が国家の一方的な支配 から人々を守ることにより、安定的かつ多元的な社会を構築することができるのである。ネイションを 媒介にした、連帯と分業の結びつきは、近年のナショナリズム論の基本的なとらえ方であり、アーネス ト・ゲルナー、ベネディクト・アンダーソン、アントニー・スミスも、以上のように再解釈された『社 会分業論』の基本的な考えを共有している。また、このデュルケミアンによる多元的社会の統合モデル は、新労働党政権の統合政策および哲学と密接に結びついており、本章は、9章におけるその批判的検 討のための前提となっている。

第**Ⅱ**部「イギリスの社会統合政策と哲学」では、以上の結束と多様性、あるいは信頼と寛容の理論的 モデルを分析フレームとして、イギリスの社会統合の哲学および政策の内容を検討する。



第4章「戦後イギリスの社会統合政策」では、戦後からブレア政権以前のイギリスにおける移民制限 政策と人種関係政策の変遷を論じている。これらの政策は、序章で示した不安とアイデンティティの政 治を抑制するための対極的かつ相補的な二つの方策である。移民制限政策は、ブリティッシュネスに参 与できる人々を限定することにより、アイデンティティを安定化させる機能を有している。それに対し、 人種関係政策は、多様性のある環境が引き起こす対立を抑え、また人々をそのような環境に馴致させる ことに寄与する。戦後のイギリスの社会統合政策は、アイデンティティの不安に対する、方向の違う ── 共通性の構築と限定、および異質性への馴致 ── 二つの政策のバーターに基づくものであった。 つまり、1962年の英国連邦移民法と1965年の人種関係法、1968年の人種関係法と英国連邦移民法、そし て1972年の移民法と1976年の人種関係法という三つのセットである。ところが、マーガレット・サッ チャーの登場以降、それまでの政策バーターは停止され、<ナショナル/ローカル>の区分により、存 在論的不安への対処がおこなわれた。ナショナルなレベルにおいて、移民や難民の入国制限が強化され、 またナショナル・カリキュラムの導入、歴史や英語教育の強化、そして国籍法の改正を通じ、同化主義 が進められた。それに対し、移民やエスニック・マイノリティの増大と都市における暴動などの危機に 直面していたローカルなレベルにおいて、多文化主義への展開が見られた。だが、一方で、中央政府に よる、オプトアウトや両親の学校選択権の承認のようなエスニシティに基づく隔離を生み出す諸制度の 構築により、他方で、ローカルな多文化主義の展開に対する白人マジョリティの反発により、諸都市の 間の対立が醸成され、5章で見るような人種暴動を生み出す土壌を生み出すこととなった。

5章「新労働党政権の新たなる社会統合政策と哲学」では、1997年のブレア新労働党政権以降の社会 統合の哲学と政策を考察する。1999年に、1993年のスティーブン・ローレンス少年殺害事件についての 警察の調査に関する報告書『マクファーソン報告』が発表された。この報告書は、警察の制度的人種主 義を克明と描き出すものであり、社会に大きな衝撃を与えた。この報告書を受け、新労働党政権は、サッ

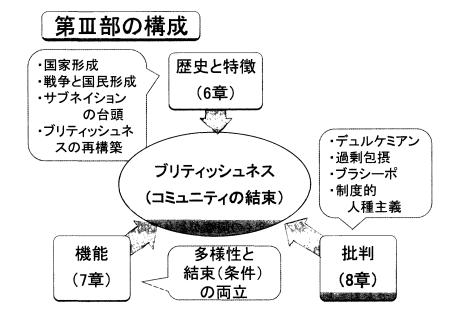
チャー以降の保守党政権において停止されていた人種関係法のリニューアルをおこなった。だが、新労 働党による、社会統合のための最も重要な哲学と政策は、1980年代以降最悪といわれている、2001年の 人種関係に起因した北イングランド暴動をきっかけに形成・強化された。新労働党や中道左派は、この 暴動の原因をコミュニティの自他隔離による平行生活に求めた。1章で見るように、コミュニティ内部 の結束とコミュニティ外部への無関心が長く続き、ついに寛容の基盤たるコミュニティ同士の最低限の 信頼が崩れてしまったのである。それは同時に、2章で示すような、従来の多文化主義の限界を意味す るものであった。この事態に対し、新労働党政府は、「コミュニティの結束」という社会ビジョンを提 示している。それは、ブリティッシュネスやシティズンシップという社会の共通基盤構築のための政策 と哲学を指すものである。「ブリティッシュネス(=英国人性)」 という観念は新労働党にあって、英国 国民党や保守党のパウエルやサッチャーのように、白人性や排他性をともなうものではなく、本来的に 多様性を有するものであることが強調されている。同時に、それは多様な者を結束させる不可欠な表象 であるととらえられている。『クリック報告①』、『ブランケット報告』、『クリック報告②』といった新 労働党政権やそれに関連する数々の報告書が強調するように、真のイギリス人となるために、人々は権 利と義務をともなう「アクティブな市民」であることが求められている。シティズンシップの強調は、 保守党時代からなされていたが、それは市場モデルに基づく自律した個人を意味するものに過ぎなかっ た。それに対し、新労働党によって提示されたシティズンシップは、コミュニティ内あるいはそれを超 えた人々の間のコミュニケーションを促進させるための、能力、関心、活動を共有することを意味する ものである。

6章「フランスとイギリスの社会統合の伝統」では、新労働党政権における統合政策の特有性を理解 するために、従来のイギリスの社会統合に関する制度と哲学の特徴を、フランスとの対比において描い ている。統合の哲学として、イギリスは、プラグマティズム・多文化主義・ローカリズム・強い市民社 会というホイッグ連続史観を基調にしてきたのに対し、フランスは、共和主義・アイデアリズム・同化 主義・強い国家という市民革命から始まる分断史観を基調としている。強い国家・弱い市民社会を基調 としていたフランスは、戦後、経済的要請に応えるため官僚の統制のもと、移民を受け入れてきた。そ れに対し、弱い国家・強い市民社会を基調とするイギリスでは、市民の要請による移民の排除が謳われ た。だが、両国に共通していたのは、移民の政治過程からの排除への意図であった。というのも、移民 や人種的不平等は、システムの不可欠な要素であると同時に、明白な事実でありすぎるため、それにつ いての社会における意見の不一致はたちどころにシステム全体へと波及してしまうからである。ところ が、イギリスでは1960年代にパウエルが、フランスでは1980年代にルペンが登場し、移民やエスニッ ク・マイノリティについての議論は熱を帯びるようになった。移民の政治化に直面し、フランスでは、 「ライシテ(=政教分離)」という共和主義的伝統が持ち出され、公的領域における義務的なシティズン シップに基づくフランス型市民ナショナリズムが強調された。それに対し、イギリスでは、5章で見る ようにアドホックで折衷的な対応がとられ、移民の制限を強化しつつも国内の人種関係の改善がおこな われた。マジョリティの人種主義とマイノリティの隔離がともに問題視されたが、その改善は中央では なくローカルなレベルにおいてなされた。このような観点からみると、現在のイギリス政府によるブリ ティッシュネスやシティズンシップの強調は、一見するとフランス型に接近しており、イギリスの歴史 からみてユニークな試みであることが理解することができる。

第Ⅲ部「イギリスの社会統合政策と哲学の評価」では、第Ⅱ部で考察したイギリスの社会統合政策を、

その中心的な要素である「ブリティッシュネス」という観念の検討を中心に、その可能性と限界について論じる。

7章「ブリティッシュネス小史」では、ブリティッシュネスという観念をめぐる小史を紹介し、それ が有する特徴とサブネイションとの関係を考察する。ブリトン島は古くから大陸ヨーロッパからの侵略 を受けてきたが、政治的な単位としてイギリスが成立したのは、1707年のスコットランド併合によるも のであった。後に、アイルランドとも合同し、現在のイギリスの基礎となる国家形式が整えられた。異 なった地域やサブネイションがブリティッシュネスとして一体性を持つようになるのは、フランスとの 戦争、および二度の世界大戦によるものである。それは、8章で見るような、コミュニティ間の望まし い関係を構築するための、相補的で、平等な理想的な接触条件を生み出したためである。だが、戦後、 全面戦争の終焉と福祉国家の衰退は、ブリティッシュネスによる統合を弱めるものであった。1970年代 にはサブナショナル・アイデンティティの意識が強まり、イギリスからの自律の志向が見られている。 1997年には、ウェストミンスター(=中央政府) からサブネイションへの権限委譲が決定されたが、そ のことはサブナショナル・アイデンティティの突出を導いている。スコットランドでは、イギリス人で はなくスコットランド人にコミットする者がこれまで以上に増加し、またスコットランド議会におい て、スコットランド国民党が労働党をしのぎ第一党となり、首相を輩出するに至っている。ウェールズ でも、2007年における三度目のアッセンブリ選挙において、ウェールズの国民党であるプライド・カム リーが連立ながら与党として政権に参画している。これまでイギリスと同一視されてきたイングランド も例外ではなく、排他的なイングリッシュネスの意識の強化が懸念されている。そのなかで、多様性を 包含することのできるアイデンティティとして、ブリティッシュネスの再構築が中道左派によって進め られている。それは、ブリティッシュネスという観念が、特定のネイション(=民族)に基づくという よりは、ステート(=国家)という政治的枠組みと結びついてきたという歴史的経緯があるためである。 そのため、ブリティッシュネスという観念は、2章で見た、リベラル・ナショナリズム論におけるリベ ラルなナショナル・アイデンティティの形態と近接性を持っている。



8章「社会的結束と文化的多様性に対するブリティッシュネスの機能」では、ブリティッシュネスと いう集合表象が、異質な人々の間の連帯に果たす機能を検討している。まず、近年、心理学や政治学に おいて着目されている「新しい人種主義」について考察する。新しい人種主義と呼ばれる現象は、反マ イノリティという露骨な形態でなく、向マジョリティを志向するため差別者自身がその差別性を自覚せ ず、生物学的な言語も用いられないため摘発や解決が困難なものである。この種の差別は、イギリスに おいて、保守党の政治家イーノック・パウエルによる1968年の「血の河」演説に見られるものである。 この新たな形態の差別を乗り越えるために、心理学者のサミュエル・ゲルトナーとジャック・ドヴィー ディオは、「共通内集団アイデンティティ・モデル」を提唱している。そのモデルは接触条件と他者の 認知の間に「表象」という媒介変数を入れることにより、異なった集団へのポジティブな認知に対して 共通の社会表象の意義を明らかにするものである。5章で見るように、新労働党はブリティッシュネス という観念を、多様性を包摂する表象として用いようとしているが、エトノス(ETHNOS)の質的研 究において見られるように、ブリティッシュネスという観念は、エスニック・マイノリティの間におい て高いコミットメントを取り付けており、高い包摂性を有するものである。これらの研究に加えて、本 章では、集合表象としてのブリティッシュネスが、社会的結束と文化的多様性との両立にどの程度寄与 するかを、2003年の「イギリス社会意識調査(British Social Attitude)」のデータを多変量解析により 分析している。具体的には、イングランド人あるいはイギリス人へのコミットメント、政党支持、職業、 人種、学歴、年齢、家計満足度を独立変数とし、因子分析によって抽出した、移民、ムスリム、統合の ための属性的資格、統合のための適応可能な資格に関わる因子を従属変数として回帰分析をおこなっ た。その結果は、イングリッシュネスに同一化する者よりも、ブリティッシュネスにより同一化する者 が、多様性に対しより寛容であること、統合のために習得困難な属性的な条件に消極的であることを示 している。また、学歴が高くなるほど、多様性に対してポジティブであり、結束条件における属性的な 資格に対してもネガティブな態度を示している。その原因の一端は、両親による学校選択の結果、中等 教育で学業を修了した者が異なった人種とのコミュニケーションの経験が乏しくなっているためであ る。また、若年層は多様性に対し必ずしも寛容ではなく、結束のための二つの条件に対して消極的であ ることが明らかとなった。このことは、若者たちが、自分たちのサブカルチャー以外の、より広い社会 に対する関心が乏しいことを示している。これらの結果は、多様性と結束の表象としてのブリティッ シュネスの強調や、若いうちから多様性とその間の結束の不可欠性を伝えるシティズンシップの義務教 育化といった、新労働党の諸政策の正当性を部分的に支持するものである。

9章「イギリスの社会統合政策と哲学への批判」では、ブリティッシュネスやコミュニティの結束を強調するイギリス政府に対する批判を紹介する。労働党政府の社会統合政策は、信頼や結束を強調することにより、多様なアクターの社会的包摂を意図するものである。だが、あらゆる社会問題を結束や信頼の欠如に帰属させる態度は、「デュルケミアン・ヘゲモニー」と呼ばれ批判されている。新労働党政権は、質を問うことなく就労することのモラルや社会参加のための意義を強調したり、結束のために価値の共有を重視しすぎるため、逆に、不平等や差別についての軽視を生んでいると考えられている。たとえば、新労働党は、旧来の完全雇用を放棄し、「完全雇用能力」の育成というサプライサイドの政策へとその重点を移している。だが、エスニック・マイノリティはパートタイム労働などの周辺労働に就く見込みが高く、失業などもエスニシティによって大きな差異がある。また、教育は新労働党が最も重点的に力を注いでいる領域であり、エスニシティ間の学業達成のギャップは近年縮まってきている。だが、その過程に目をやると異なった風景が見えてくる。エスニック・マイノリティの児童は、教師から

意欲の低い者と見られたり、名門大学においてはその入学において不利があることが報告されている。また、労働市場におけるエスニシティによる不利が、皮肉にもエスニック・マイノリティに教育達成を動機づけているのである。新労働党のこのような態度は、2001年の暴動についての『カントル報告』の記述にも現れている。『カントル報告』は、暴動や人種対立の原因として、コミュニティ間のコミュニケーションおよびその基盤となる価値の不在を強く強調している。だが、それは暗にエスニック・マイノリティのコミュニティが主流社会から自己隔離していると非難するものであり、逆に主流社会の制度的人種主義や不平等の問題を等閑視することとなっている。新労働党の結束重視の政策は、階級など再分配の不平等や制度的人種主義といった不公正の問題の過小評価を導く「ブラシーポ(=偽薬)」となっていることが批判されている。依然として温存されている労働や教育におけるエスニシティによる差別や不平等の改善なしに、イギリスを真の多文化社会へと脱皮させることは困難である。

終章「新たなる連帯の哲学に向けて」では、これまでの議論をまとめるとともに、『パレク報告』に 着目しつつ、文化的多様性と社会的結束の両立のための新たなる哲学について暫定的ながら提示してい る。「コミュニティの結束」 という『カントル報告』による新労働党政府のビジョンに対して、しばし ば対置されるのが『パレク報告』によって提示された、「諸コミュニティによって構成されたコミュニ ティ」という社会ビジョンである。『パレク報告』は、リベラル多元主義に拠って立つ政治哲学者ビー クー・パレクを代表とした委員会による報告書であり、多様性への理解と日常的・制度的な人種主義の 撤廃のための措置を訴えるものである。だが、この報告書は、『カントル報告』や新労働党が等閑視し がちである差異や不平等の問題を指摘する一方で、マジョリティからの支持を得られず、政治的に大き な限界をもっている。それは、『パレク報告』の発表時におけるメディアの狂想曲とも呼べる過剰反応や、 エトノスによるアイデンティティ研究およびシティズンシップ教育についての『アジェグボ報告』にお ける指摘にも見られる問題である。結局、『パレク報告』によるリベラルな多元主義の立場は、不平等 や差別の問題を強調する一方で、マジョリティからの支持を失うこととなっている。それに対し、『カ ントル報告』に代表される新労働党の政策は、価値の共有を強調することにより白人マジョリティに配 慮する一方で、彼女/彼らの多様性ある環境への馴致を阻害する傾向がある。本稿は、二つの社会ビジョ ンと哲学の限界を乗り越える第三のビジョンを提示することはできないが、その二つの報告書とビジョ ンを相補的なものとすることを提案する。多様性・結束・平等という価値は、本稿で見るように、簡単 に並び立つものではないが、それぞれの価値と関係が長期的に存立するためには、そのバランスが必要 とされるのである。

論文審査結果の要旨

本論文は、グローバル化した現代社会において「社会的結束と文化的多様性をいかに両立させるか」という問題を理論的かつ実証的な側面から考察したものである。

序章では、本論文の基本的な課題と構成が提示される。

第一部は理論篇に相当する。1章では、信頼と寛容の理論的な説明がなされ、信頼と寛容がジレンマの関係にあることが示される。2章では、「リベラル・コミュニタリアン論争」が紹介され、両者の対立を乗り越える第三の立場としてリベラル・ナショナリズム論が位置づけられる。3章ではそのことを裏づけるべく、国民国家が文化的多様性と社会的結束を両立させる仕組みを内包していたことが、デュ

ルケームの分業論やアンダーソン等のナショナリズム論を援用しながら明らかにされる。

第Ⅱ部では、ブレア政権の社会統合政策を中心に、戦後から今日に至るイギリスの社会統合政策の歴史的変遷が描き出される。 4 章では、戦後からサッチャー政権まで取り上げられ、サッチャー政権のもとで社会的緊張が高まったことが説明される。 5 章では、ブレア政権の誕生によって「ブリティッシュネス」による「コミュニティの結束」という、リベラル・ナショナリズム論に近い社会統合政策が採用されたことが述べられる。第 6 章では、フランスの社会統合との比較をとおしてブレア政権の政策の特質が示される。

第Ⅲ部は、ブレア政権の社会統合政策の評価にあてられている。 7章では、ブリティッシュネスの観念が形成された歴史的過程とその社会的背景が説明される。 8章では、新労働党の社会統合政策の有効性を検証するために、2003年の「イギリス社会意識調査」のデータの多変量解析を行い、イングリッシュネスに同一化する者よりも、ブリティッシュネスに同一化する者のほうが、多様性に対してより寛容であること等の知見が披瀝される。 9章では、新労働党の社会統合政策に対する批判的な見解が紹介され、結束や統合を重視する政策の弊害面が指摘される。終章では、価値の共有を重視する「カントル報告」と文化的な多元性を尊重する「パレク報告」に言及しながら、改めて多様性・結束・平等のバランスをとる必要性が説かれる。

本論文は、文化的多様性を許容しながら社会的結束をはかるという、グローバル化した現代社会の緊要な課題に対して正面から取り組んだ意欲作である。リベラル・ナショナリズム論を軸にして前半の理論的問題と後半の経験的問題を架橋し、多様性と結束の両立をはかることの重要性とその困難性を浮き彫りにした点で大きな貢献をなしたといえる。よって、本論文の提出者は、博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。